

= 静岡総合労務センターのご案内 =

1. 静岡総合労務センターとは？

静岡総合労務センターは中小企業者の共同社会を基盤とし、中小企業の総合的な発展および会員の事業所に使用される社員・従業員の福祉の増進に資することを目的として1990年4月に設立いたしました。

さらに、1992年11月に中小企業経営者の皆さまから事務委託を受け、事業主の皆さまに代わって労働保険の事務処理を行うことができる団体、「労働保険事務組合 静岡総合労務センター」として厚生労働大臣より認可を受けております。



2. 一人親方共済会・運送業一人親方共済会



大工・左官・鳶職などの建設業及びダンプトラック運転手・個人タクシー運転手などの運送業にお一人で携わる方々（一人親方）の労災保険の加入・申告・保険料納付手続きを代行しています。

一人親方の「労災保険特別加入制度」は、団体を通じて加入することになっておりますので、当共済会のような厚生労働大臣の認可を受けた団体のメンバーになることによるのみ国の労災保険へ加入することができます。

3. ワンストップ総合サービス

各分野における専門家とのネットワークにより、あらゆる角度から皆さまの事業所の経営をサポートさせていただきます。

また、静岡総合労務センターは社会保険労務士事務所および行政書士事務所を併設しております。

労働保険に限らず、社会保険手続代行・就業規則作成・給与計算・建設業許可・産業廃棄物収集運搬業許可申請など幅広いサポート体制を整備しております。



《一人親方 ⇔ 中小事業主 切替えがスピーディーに行えます！》

静岡総合労務センターは、労働保険事務組合（中小事業主団体）と一人親方団体の両方につき、厚生労働大臣より認可を受けているため、窓口ひとつで、スムーズに切替手続きが行えます。

《専門知識を持った有資格者（社会保険労務士）が対応！》

労働保険事務に精通しているからこそ可能な知識を知恵に代えてご提供します。コンプライアンスに基づいた処理で貴社の会社づくりをサポートいたします。

また労働保険に限らず、社会保険・人事労務関係まで幅広く柔軟に、ワンストップで総合的なサービスをご提供することも可能です。

（注）社会保険・人事労務に係る業務は、社会保険労務士事務所との別途契約が必要となります。

詳しいお問い合わせは・・・



労働保険事務組合 静岡総合労務センター

〒420 - 0866

静岡市葵区西草深町 7 番 1 号 雙英ビル 3 階

（静岡英和女学院正門前）

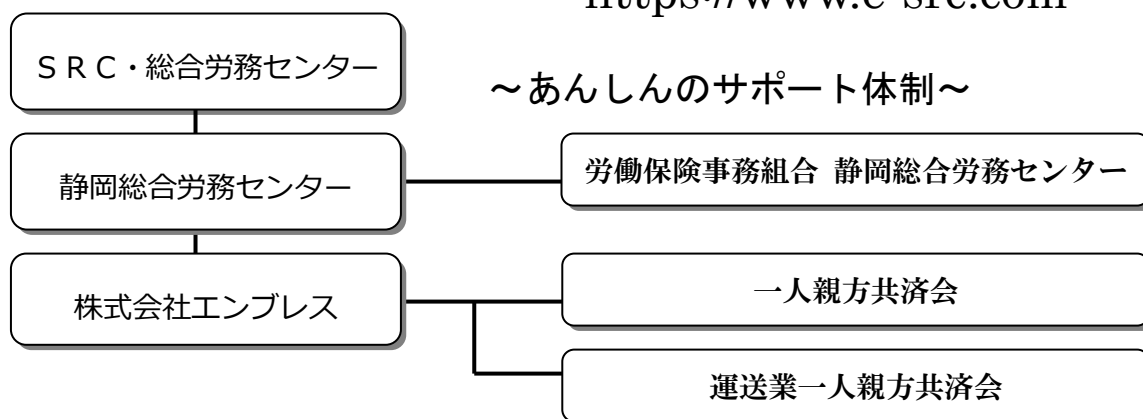
ココにおいて

TEL<054>**273 - 5520**

ハローゴーゴー

FAX<054>**272 - 8655**

<https://www.e-src.com>



Access map

- JR 静岡駅北口バスターミナル 県立病院行き乗車、静岡英和女学院 前下車。
- 所要時間：JR 静岡駅北口より約 10 分程度。
- 駐車場完備（英和女学院正門前が駐車場です）

